# 朝倉市立小・中学校の設置 及び在り方に関する基本的な考え方

平成25年 4月1日 朝倉市教育委員会

# 目 次

1	学校の設置及び在り方に関する基本的な考え方 ・・・・・・・・・	P 1
	(1)背景と目的	
	(2) 朝倉市立小・中学校の現状と今後の児童生徒数の推移	
	【資料 1】	
2	学校設置の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Р3
	(1) 国が示す適正規模	
	(2) 朝倉市における小学校の適正規模と中学校の配置	
3	小学校の在り方に関する検討方法 ・・・・・・・・・・・・・・	P 4
	(1) 検討の対象基準及び対象	
	(2) 市内6中学校区ごとの懇談会の開催	
	(3) 具体的な検討の進め方	
	(4) 地域の最終意見の具現化	
4	配慮すべき事項と地域の学校づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
	(1) 通学上の安全	
	(2) 小中連携・小中一貫教育及び幼稚園・保育所との連携	
	(3) 配慮すべき事項(学校・地域との関係等)	

# 1 学校の設置及び在り方に関する基本的な考え方

# (1) 背景と目的

国内の少子化の進行とともに、朝倉市においても児童生徒の減少に伴う小・中学校の小規模化が進んでおり、さらなる学校の小規模化は、子どもたちを取り巻く社会状況の変化と重なって、児童生徒の社会性の育成、多様な学習活動や集団活動の展開、さらには学校運営への様々な影響が危惧されます。

また、学校は、児童生徒が安心して生活できるための安全で安心な施設が求められるとともに、スポーツ少年団や社会体育団体の活動、地域行事等への開放、さらには、地域防災計画に基づく避難所としての機能も備えており、地域における役割が大変重要であるため、安全性を考慮して設置する必要があります。

朝倉市教育委員会では、このような状況を踏まえ、安全で安心な学校の設置を 行うとともに、児童生徒が生きる力を身に付けられる教育環境を整備し、教育の さらなる質の向上を図る視点に立った学校の設置や在り方などの検討を行うため の基本的な考え方を定めるものとします。

なお、学校の設置及び在り方については、学校・保護者を含む地域住民の総意に基づき、様々な問題・課題について協議・解決しながら、円滑に進めなければならないと考えています。

教育委員会は、この基本的な考え方に基づき、学校の適正な設置や在り方などについて、地域で多くの方々に協議していただくとともに、その協議結果を地域住民の総意とし、それぞれの地域の実情に対応できる学校の設置、在り方の実現に向け取り組んで行きます。

# (2) 朝倉市立小・中学校の現状と今後の児童生徒数の推移

朝倉市の小中学校数は、平成18年3月の3市町合併(旧甘木市・旧朝倉町・旧杷木町)により20校(小学校14校、中学校6校)となっています。

また、少子化の進展により、児童生徒数の減少が進み、小学校の児童数は平成 18年度に3,414人であったものが、平成24年には2,922人となり、 約14.4%の減少となっています。

中学校における生徒数は、同様に1,783人から1,628人となり8.7% の減少となっています。なお、平成24年度の住民基本台帳人口に基づく推計値 【資料1】において、今後も児童生徒数の減少が続くことが見込まれています。

【資料 1】 朝倉市立の小・中学校別児童生徒数・見込み (単位:人)

学校名	平成 1 8 年度 A	平成 2 4 年度 B	学級	増減率(%) 18 年度/24 年度	平成30 年度 C	学級	増減率(%) 18年度/30年度
三奈木小学校	200	191	7	-4.5	136	6	-32.0
金川小学校	157	139	6	-11.5	132	6	-15. 9
蜷城小学校	126	78	6	-38. 1	66	6	-47.6
福田小学校	139	122	6	-12.2	104	6	-25. 2
馬田小学校	288	261	8	-9.4	215	8	-25. 4
秋月小学校	206	142	6	-31.1	120	6	-41.8
甘木小学校	597	589	17	-1.3	548	17	-8. 2
立石小学校	708	677	21	-4.4	703	20	-0.7
松末小学校	51	35	4	-31. 4	24	3	-52. 9
杷木小学校	215	170	6	-20.9	137	6	-36. 3
久喜宮小学校	146	102	6	-30. 1	71	6	-51.4
志波小学校	88	51	5	-42.1	27	4	-69. 3
朝倉東小学校	282	182	6	<b>−</b> 35 <b>.</b> 5	171	6	-39. 4
大福小学校	211	183	6	-13. 3	166	6	-21. 3
小学校計	3, 414	2, 922		-14. 4	2, 620		-23. 3
十文字中学校	191	149	6	-22.0	156	6	-18. 3
南陵中学校	302	248	8	-17. 9	201	6	-33. 4
秋月中学校	93	100	3	7.5	62	3	-33. 3
甘木中学校	622	659	18	6.0	619	17	-0.5
杷木中学校	258	259	8	0.4	146	5	-43. 4
比良松中学校	317	213	7	-32.8	167	6	-47. 3
中学校計	1, 783	1, 628		-8.7	1, 351		-24. 2
小中合計	5, 197	4, 550		-12. 5	3, 971		-23.6

<sup>※</sup> 平成18年度及び平成24年度の児童生徒数は、学校基本調査(5月1日)による。

<sup>※</sup> 平成30年度の児童生徒数は、平成24年5月1日現在の住民基本台帳人口から推計

### 2 学校設置の基準

#### (1) 国が示す適正規模

法令に基づく学校の規模として、学校教育法施行規則で小・中学校ともに12 学級から18学級を標準として、"地域の実態その他により特別の事情があるとき はこの限りでない。"とされています。

また、学校規模の分類では、標準学級数未満を小規模校、標準学級数内を適正 規模校、標準学級数超を大規模校とされています。

平成30年度における小学校では、大規模校の立石小学校及び適正規模の甘木 小学校を除く12小学校が小規模校となり、中学校では大規模校がなく、甘木中 学校が適正規模校で、南陵・十文字・比良松・秋月・杷木の5中学校が小規模校 となる見込みです。

また、これまでに国が示した学校統廃合に関する方針としては、昭和31年と 昭和48年に通達が2回出されています。

第1回目(昭和31年)の通達内容は、小規模校では教職員の適正配置や施設 設備の整備充実が困難で教育効果を上げにくいこと、学校経費が割高になること などの現状を踏まえ、学校統合の推進を求めるものでした。

当時は、小学校児童数がピークとなる昭和33年の前年であったため、昭和の 大合併に併せ、学校も積極的・計画的に統合することを推進する内容でした。

第2回目(昭和48年)の通達では、学校統合の意義や適正規模については、 第1回目の通達のとおりとしながらも、無理な統合による地域住民間の紛争誘発 や遠距離通学による著しく通学困難な状態を生じさせることは避けなければなら ないことや小規模校の存置・充実の方が総合的に考えると教育上好ましい場合も あることなどが示されるとともに、児童生徒及び学校、地域の実情・理解につい ても求める内容となっていました。

これまでの国の施策としての学校統廃合は、これらの通達に基づき取り組まれてきました。

### (2) 朝倉市における小学校の適正規模と中学校の配置

国が示す適正規模の単位は学級数に基づいており、朝倉市においては【資料1】に示すとおり、平成30年度には、甘木小及び立石小を除く12小学校と南陵・十文字・比良松・秋月・杷木の5中学校が小規模校として適正化の対象となります。しかし、朝倉市においては、小学校を国の基準を踏まえた適正規模によることとし、中学校においては、地域コミュニティの状況や地理的要因等に配慮して、国の標準によらず現在の6中学校を維持することとしました。

# ① 「小学校の適正規模」

国が示す設置基準では、甘木・立石小学校を除く12小学校が小規模校となりますが、朝倉市内の小学校の適正規模は、6学級以上児童数100人以上と考えます。

# ② 「中学校の適正規模と配置」

中学校では、南陵・十文字・比良松・秋月・杷木の5中学校が小規模校となり、 在り方の検討を要するところですが、極端な遠距離通学を避けること及び各中学 校区が各教育文化圏であることを考慮して、現在の市内6中学校を維持する必要 があると考えています。

# 3 小学校の在り方に関する検討方法

# (1) 検討の対象基準及び対象

すでに朝倉市が設定する適正規模に満たない小学校及び平成30年度に住民 基本台帳人口による推計児童数が100人未満となることが見込まれる小学校 に関し、検討対象の小学校とします。

# (2) 市内6中学校区ごとの懇談会の開催

各中学校区における学校の在り方について、地域住民の方々が主体的に検討される組織づくりへ繋げていくことを目的として、教育委員会から各中学校区における特徴や実情等についての情報等を提供し、学校・保護者・地域住民の考え方が反映される懇談会を開催します。

特徴や実情としては、児童生徒数の減少傾向や複式学級があること、その他、 校舎の耐震化工事に伴う学校施設整備等の計画や防災上考慮しなければならな いこと等が想定されます。

#### (3) 具体的な検討の進め方

懇談会を始めとして、関係地域の特徴や実情を重点課題とした学校・保護者を 含めた地域住民の合意に基づく検討を下記により進めていくこととします。

- ① 住民基本台帳人口による推計児童数が100人未満と確認された年度以後、対象校の関係小・中学校長に対し、学校及び保護者等で検討する組織づくりを支援し、学校の在り方についての協議を促すこととします。
- ② ①の協議を踏まえ、必要に応じて地域コミュニティを中核とした「〇〇地区 (中学校区)小中学校の在り方協議会」(仮称)組織の設立を促し、校区内地域 全体での議論を経た最終的な意見の取りまとめを支援します。

# (4) 地域の最終意見の具現化

地域の最終的な意見等を具現化するため、必要に応じて地元関係機関代表者を構成メンバーとした「〇〇準備委員会」(仮称)組織を教育委員会が立ち上げ、課題を整理しながら事業を展開することとします。

# 4 配慮すべき事項と地域の学校づくり

#### (1) 通学上の安全

国が示す適正な通学距離は、小学校がおおむね4km以内、中学校がおおむね6km以内(「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」)が適正とされています。

統廃合となった場合、通学距離が長くなる児童が見込まれることから、スクールバスの運行や公共交通機関利用に対する助成を検討しなければなりません。

(2) 小中連携・小中一貫教育及び幼稚園・保育所との連携

小中連携事業については、すでに各中学校区において実施しており、今後も事業の継続と充実を図ります。

あわせて、効果的な小中一貫教育を推進するための学校配置や今後の地域における教育の在り方についての協議を行うとともに、幼・保・小・中の連携を踏まえた教育制度の仕組みを模索していきたいと考えています。

#### (3) 配慮すべき事項(学校・地域との関係等)

- ① 学校は地域との深い関わりがあるため、小中連携や小中一貫教育の推進及び 小中一貫校の設置を進めることにより、地域のシンボルである学校がなくなる ことにつながる地域には、当該地域や学校の歴史及び伝統の継承等に十分配慮 しなければなりません。
- ② 地域住民の総意に基づいて小中併設型一貫校を設置する場合は、出来るだけ 児童生徒数が多い時期に設置又は開校できるよう、地域住民との協議を進めて 行きます。
- ③ 学校跡地の活用については、文部科学省が転用の弾力化による補助事業完了 後の処分の簡素化を図っており、従来から行われているスポーツや文化活動の 社会教育分野としての利用や地域防災拠点、選挙における投票所などの公共的 利用の継続も考慮しておく必要があると考えています。
- ④ 「地域とともにある学校づくり」や「おらが学校づくり」推進のため、地域 の意見が学校運営に反映されるよう支援して行く必要があると考えています。